

(別表2)

不利益処分に係る処分基準

(平成27年10月1日作成)

法令名	学校施設の確保に関する政令
根拠条項	第15条
処分の概要	学校施設にある工作物等の移転命令
法令の定め	管理者は、返還の目的である学校施設にある工作物その他の物件の所有者に、その物件の移転を命ずることができる。但し、所有者に移転を命ずることができないとき、又は著しく困難であるときは、その占有者に移転を命ずることができる。
処分基準	○教育財産規則施行規程（昭和47年4月1日教育委員会教育長訓令第5号） 教育財産使用許可書（別記第9号様式その1） （使用許可の取り消し又は変更） 8 教育長（部局長）は次の各号のいずれかに該当するときは、使用許可を取り消し、又は変更することができる。 ア 使用者が許可の条件に違反したとき。 イ 道において公用又は公共用に供するため使用許可物件を必要とするとき。
処分担当課	各教育局
問い合わせ先	教育庁総務政策局施設課施設企画係（電話：011-231-4111（内線35-488））
備考	（公表アドレス <a href="http://www.dokyoι.pref.hokkaido.lg.jp/hk/gst/syobun2.htm">http://www.dokyoι.pref.hokkaido.lg.jp/hk/gst/syobun2.htm</a> ）